

Q 7 特別支援学級の教育課程を編成する際の留意点を教えてほしい。

A 特別支援学級の教育課程は、対象となる児童生徒の障害の種類、程度等により特別の教育課程を編成することができる。この場合、学校教育法に定める小学校及び中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。

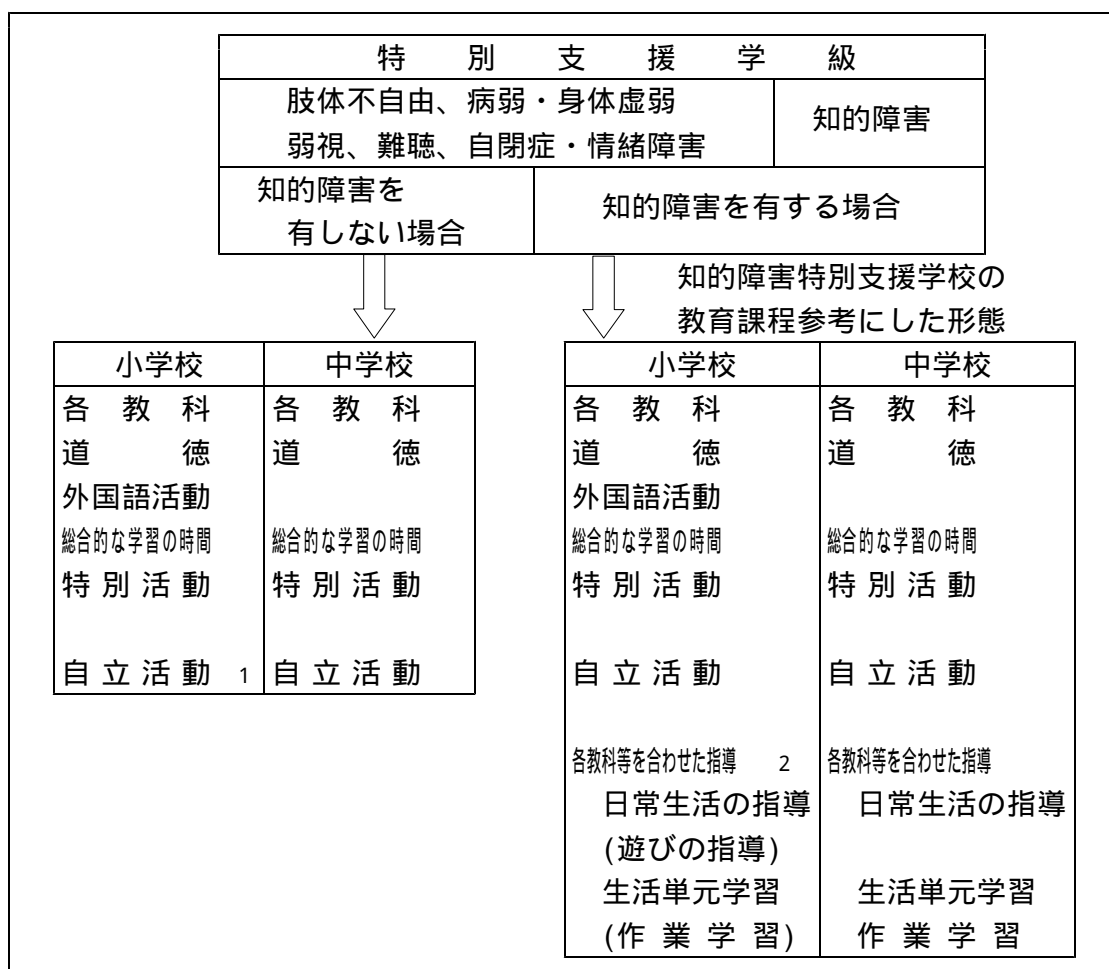
ここでは、特別支援学級における教育課程編成の基本的な考え方と内容等の取扱いについて述べる。

1 教育課程編成の基本的な考え方

特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童生徒の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部指導要領を参考とし、実情にあった教育課程を以下の段階を経て検討する。

- (1) 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れる。
- (2) 各教科の目標・内容を下学年（当該学年より下の学年）の教科の目標・内容に替える。
- (3) 各教科を、知的障害である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科や形態に替える。

実際には、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動によって編成することとし、各学級の実態に応じて内容等を十分検討して教育課程を編成する。



- 1 特別支援学級の教育課程の特徴として、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、「自立活動」の指導を適切に行うものとする。
この場合、特設された自立活動の時間ももちろん、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導を通じて適切に行わなければならない。つまり、自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものである。
- 2 特別支援学校においては、知的障害者である児童生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。
(学校教育法施行規則 130 条第 2 項)

2 教育課程編成時に考慮すべき内容等の取扱い

	知的障害を有しない場合	知的障害を有する場合
道徳	道徳の指導は、原則として、道徳の時間を設けて指導することが前提となる。その際には、道徳的実践力を育成する上で、個々の障害の状況により様々な経験不足が課題となることがあるので、各教科等との指導と関連を密にしながら、経験の拡充を図ることについて特に留意する必要がある。	障害の程度や特性を考慮すると、道徳の時間を設けて指導することは必ずしも効果的でない場合がある。児童生徒の実態によっては、各教科、特別活動、自立活動等と合わせて指導を行うなど、教育活動全体で行うことも考えられる。この場合、指導に当たっては、児童生徒の障害の状態や経験等に応じた指導の重点を明確にし、具体的なねらいや指導内容を設定し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うことが必要である。
外国語活動	原則として、外国語活動の時間を設けて指導する。その際には、外国語活動の目標を踏まえ、児童生徒の障害の状態や発達の段階を考慮して、指導内容の精選等適切な指導を行う。実際には、交流学級での交流及び共同学習や特別支援学級での個別指導が考えられる。授業時数については、実態に応じて適切に定める。	障害の程度や特性等を考慮して、必要に応じて自立活動との関連を図った指導を行ったり、各教科等を合わせた指導の中で行ったりするなど工夫して実施する。
総合的な学習の時間	小学校第 3 学年以上で実態に応じて授業時数を適切に定める。例えば、交流学級において、交流及び共同学習を生かして授業したり、特別支援学級において、個別指導の充実を図りながら授業したりすることも考えられる。	

	知的障害を有しない場合	知的障害を有する場合
特別活動	<p>学級を単位として行われる学級活動を実施する場合、集団の構成上創意工夫が必要となることが多いので、交流及び共同学習を行うなどによって、少人数からくる制約を解消するように努めることが大切である。</p> <p>児童生徒の障害の状態や経験等に応じた指導の重点を明確にし、具体的なねらいや指導内容を設定することが重要である。その際には、生活に結びついた内容を取り上げ、実際の場面で具体的な活動を通して指導することが必要である。</p>	
自立活動	<p>自立活動の指導においては、障害のある児童生徒が困難な状況を主体的に乗り越えていけるよう、教師が環境を整えたり、自己に対する肯定的なイメージを育てたりするよう工夫することが大切である。その際、何ができて何ができないのか、できないときにはどのような支援をすればできるようになるのか、といった児童生徒の実態把握に基づき、児童生徒が自己の力を自ら広げていけるよう、自立活動の指導をすすめることが重要である。</p> <p>障害のある児童生徒にとって、障害による困難を主体的に改善克服するための活動は、すべての教育活動において必要である。特別の教育課程を編成する際は、教育活動全体を通して自立活動が適切に行えるよう配慮することが大切である。</p>	
		<p>障害による困難が生活全般に見られることから、自立活動のみ行う時間を設定することは実際的ではなく、学習や生活の場面全般を通して自立活動の指導を行うことになる。時間割に自立活動の時間を設けていない場合でも、自立活動の指導を行うことに十分留意する必要がある。</p>
教科等を合わせた指導	<p>教育課程に取り入れる際には、児童生徒の生活の実際に沿って設定し、まとまりのある生活場면을児童生徒の実態をもとに単元化するという視点をもつことが大切である。</p> <p>実施する場合は、各教科や特別活動及び自立活動等との関連を十分図る必要がある。例えば、生活単元学習で買い物学習を進めるのと同様進行で、算数で買い物をするときに役立つ四則計算を学習するというように教科の学習を進めていくとよい。</p>	

< 参考資料 >

[特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引](#) 栃木県教育委員会

